

困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱

(令和6年4月15日市民局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間団体等が、さまざまな背景により困難を抱える女性を支援する事業に対し、予算の範囲内で困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業に関する補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす民間団体等とする。

- 一 市内に活動場所を有すること。
- 二 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- 三 予算及び決算を適正に行っていること。
- 四 1年以上継続して活動していること。
- 五 補助事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- 六 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること。(複数名で構成される団体に限る。)
- 七 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- 八 事業報告書等の未提出がないこと。(特定非営利活動法人に限る。)
- 九 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ仙台市において市税の滞納がないこと。
- 十 消費税及び地方消費税の未納のないこと。(当該申告の義務を有する団体に限る。)
- 十一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団もしくは暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下にある団体ではないこと。

(市税の滞納がないことの確認)

第3条 前条第十号に規定する要件は、市長が第8条第1項に規定する公募において事業の申請を行おうとする民間団体等(以下「事業申請団体」という。)の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、事業申請団体が市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合は、この限りでない。

2 前条第十号に規定する市税とは、個人の市民税(当該団体が仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)第22条の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税、都市計画税とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、困難を抱える女性を支援する事業で、団体が初めて実施する事業を新規、既存事業の拡大をする事業を拡充とし、新規又は拡充を選択し、新規は次の一から四号、拡充は次の一から三号及び五号の各号に適合するものとする。

- 一 女性が抱える困難に対応した事業であるもの
 - 二 主たる活動が市内で行われるもの
 - 三 事業計画及び予算の見積りが適正であるもの
 - 四 新規性や独自性がある取組であるもの
 - 五 既存事業における課題等の解決に資する取組であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。
- 一 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
 - 二 営利を目的とした団体が中心となって行われるもの
 - 三 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
 - 四 本市が実施する他の補助制度による補助を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に補助金を交付する制度による補助を受けているもの
 - 五 公序良俗に反するもの
 - 六 法令、条例等に違反するもの

（事業期間）

第5条 補助金による事業の実施期間は、事業開始日からその日が属する年度の1月第3金曜日までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- 一 人件費（補助事業の実施に当たり直接的に要する部分に限る。）
- 二 報償費
- 三 旅費
- 四 消耗品費
- 五 食料品費
- 六 印刷製本費
- 七 通信運搬費
- 八 役務費
- 九 使用料及び賃借料
- 十 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助事業ごとに50万円を限度として、本市の予算の範囲内で決定する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助対象事業の公募等）

第8条 市長は、事業を公募し、第4条に規定する要件に関する審査を経て補助事業の候補を決定するものとする。

2 事業申請団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

一 事業申請書（第1号様式）

二 団体概要書（第2号様式）

三 事業収支予算書（第3号様式）

四 次に掲げる事業申請団体に関する書類

ア 定款、規約、会則その他これらに類するものの写し

イ 役員名簿及び会員名簿

ウ 前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの

エ 前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの

オ 団体の活動内容がわかるもの

五 市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する団体に限る。）

六 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体に限る。）

七 誓約書（第5号様式）

3 前項の規定による申請は、1団体につき1事業に限るものとする。

（困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業審査会議）

第9条 市長は、第8条第2項の規定により申請のあった事業の審査を行うため、困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業審査会議（以下「審査会議」という。）を開催する。

（審査基準）

第10条 審査会議では、次に掲げる基準により審査を行うものとする。

一 社会における女性が抱える困難な状況を的確に把握し、事業目的がその課題解決のために設定されていること。

二 具体的かつ実現可能な計画であること。

三 経費の見積りは事業内容に見合った妥当なものであること。

四 新規性や独自性があること。

五 新たな取組や効果を得るための工夫がなされていること。

六 事業に発展性が見られること。

（交付の申請等）

第11条 当該事業の候補として決定された事業の事業申請団体は、市長が定める期日までに、規則第3条第1項の規定による交付の申請（以下「交付申請」という。）を行わなければならない。

2 交付申請は、事業申請団体が困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助金交付申請書（第6号様式）を市長に提出して行うものとする。

（交付の決定等）

第12条 市長は、交付申請が到達してから30日以内に、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助金交付決

定書（第7号様式）により行うものとする。

- 2 前項により補助金の交付の決定の通知を受けた者を「補助事業者」といい、同様に補助金の交付の決定の通知を受けた事業を「補助事業」という。

（交付の条件）

第13条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、事業変更承認申請書（第8号様式）又は事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第10号様式）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による事業変更の申請を受けた場合において、当該申請の内容が、当初事業目的を大幅に変更しないものであって、新たに事業の実施にあたり必要な調査を行うものであると認めるときは、補助金の増額をすることができる。
- 6 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。
 - 一 事業を行うため締結する契約は、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

（申請の取下げ）

第14条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書（第11号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告及び現地等での説明を求めることができる。

（補助事業の遂行の命令等）

第16条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。
- 3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した実績報告書（第12号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から14日を経過した日までに行わなければならない。

- 一 事業実施報告書

- 二 収支決算書
- 三 補助対象経費支出内訳書
- 四 補助対象経費支出に係る領収書の写し
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長が必要と認めるときは、公開による実施報告会を開催することができる。
- 3 補助事業者は、前項に規定する報告会が開催される場合は、出席しなければならない。

（事業の継続）

第 18 条 市長が必要と認める場合は、同一事業を翌年度も継続して実施することができる。

（補助金の額の確定等）

第 19 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、補助金確定通知書（第 13 号様式）により行うものとする。

（是正のための措置）

第 20 条 市長は、第 17 条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第 21 条 市長は、補助金を規則第 15 条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。
- 2 補助事業者は、第 12 条に規定する交付決定の通知があった日から 30 日以内に補助金交付請求書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

- 第 22 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - 二 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 三 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき。
- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 23 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限等）

第 24 条 補助事業者は、補助事業により取得等を行った財産について市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 規則第 20 条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

一 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一から別表第八までに定める耐用年数を経過した場合

二 前項の財産のうち、取得等を行った額が 10 万円未満のものを処分する場合

- 3 第 1 項の承認を受けようするとき、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

- 4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

- 5 補助事業者は、第 1 項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（立入検査等）

第 25 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第 26 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から 10 年間保存しておかなければならない。

（委任）

第 27 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 21 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先)仙台市長

所在地

申請団体 団体の名称

代表者氏名

事業申請書

次のとおり申請をしたいので、困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて提出します。

I 申請の概要

事業の名称		☐ 新規 ☐ 拡充
事業の概要		
実施期間（1年間）	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業費	補助金申請予定額 千円 （総事業費 千円）	
担当者連絡先	氏名： 電話番号： FAX番号： 電子メール：	

添付書類	☐ 団体概要書（第2号様式） ☐ 誓約書（第5号様式）	☐ 事業収支予算書（第3号様式） ☐ 団体に関する書類
------	--	--

Ⅱ 事業計画

1 課題の把握

2 事業の目的

3 事業における目標（具体的な数値目標等）

4 事業の具体的な内容

(1) 事業の具体的な実施内容

(2) 新たな取り組みや効果を得るための工夫

5 事業スケジュール

月	事業実施内容
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

6 今後の事業展開

--

7 特記事項

--

(第2号様式)

団 体 概 要 書

団体名					
事務所の所在地	〒 (専用事務所・住居兼用・その他)				
	電話			F A X	
	ホームページ				
	E - mail				
代表者氏名			設立年月日		
主な活動地域					
会員数			役員数		
団体の活動目的					
主な活動内容					
主な活動実績					

(第3号様式)

事業収支予算書

事業名 _____

1 事業収支予算

収入の部	収入科目	予算額	摘要
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合計	円	

支出の部	支出科目		予算額	補助対象経費計 上額	内訳
	補助対象経費	人件費	円	円	
		報償費	円	円	
		旅費	円	円	
		消耗品費	円	円	
		印刷製本費	円	円	
		通信運搬費	円	円	
		使用料及び賃借料	円	円	
		その他の経費	円	円	
		小計	円	1 円	
	補助対象外経費		2	円	
	合計 (1+2)			円	

2 補助金申請予定額

	円
--	---

(第4号様式)

市税納付状況調査申請書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

団体の所在地

フリガナ

団体の名称

代表者氏名

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を
男女共同参画課が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

（証明書の添付が必要となります）

※ 該当するものを○で囲んでください。

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限り、）を添付してください（手数料が必要となります。）

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください。（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

(第5号様式)

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

当団体は、困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第3条第12号に掲げる暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではなく、かつ、当団体の構成員に暴力団もしくは暴力団員との関係を有する者がいないことを誓約します。

また、当団体が暴力団もしくは暴力団員との関係を有していないこと、当団体の構成員に暴力団もしくは暴力団員との関係を有しないことについて説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

(第6号様式)

困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団体の名称

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

- 1 補助事業の名称及び概要 『 (事業名) 』
(概要)
- 2 補助事業費 金 円
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - ① 事業計画書 (別添1)
 - ② 事業収支予算書 (別添2)
 - ③ 団体概要書 (別添3)

(第7号様式)

困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助金交付決定書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第6条及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、〇〇年〇〇月〇〇日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長
(公印省略)

1 補助事業の名称

2 補助内示決定額 金 円

3 補助の条件

- ① 仙台市補助金等交付規則及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。
- ② 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものを除く。)をするとき、及び補助事業を中止又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。
- ④ 補助事業終了後、速やかに実績報告書に必要書類を添えて提出してください。提出された書類をもとに補助金額を確定します。概算払いにより交付した金額が、確定した補助金の額を超えるときは、その超える部分について指定する期日までに仙台市へ返還してください。
- ⑤ 補助事業を行うために締結する契約は、一般競争入札など本市が行う契約手続に準拠して行ってください。
- ⑥ 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。この場合、仙台市補助金等交付規則第18条第1項による加算金を納付しなければなりません。
 - i 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき
 - ii 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき
 - iii 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき
- ⑦ 上記において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項による延滞金を納付しなければなりません。

- ⑧ 補助事業により取得等を行った財産を、市長の承認を受けないで、交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することはできません（耐用年数期間を経過した場合及び取得等を行った額が10万円未満のものを除く）。
- ⑨ 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

(第8号様式)

事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団体の名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第1号及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第13条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
 - ① 交付申請書(様式第6号)の添付書類のうち変更に係る書類
 - ② その他必要な書類

(第9号様式)

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団体の名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第2号及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第13条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

(第 10 号様式)

事業（変更・中止・廃止）承認通知書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました〇〇〇事業（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第 11 条第 2 項及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第 13 条第 3 項の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長
（公印省略）

- 1 補助事業の名称
- 2 補助内示決定額 金 円
- 3 承認の内容
 - ① 下記のとおり事業を変更すること
 - ② 事業を中止すること
 - ③ 事業を廃止すること
- 4 承認の理由

(第 11 号様式)

交 付 申 請 取 下 書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団体の名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり不服があるので、仙台市補助金等交付規則第 7 条及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第 14 条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助内示決定額
- 3 申請年月日
- 4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

(第 12 号様式)

実 績 報 告 書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団体の名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付決定がありました標記補助金に係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第 12 条及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第 17 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の概要
- 3 事業内容
 - ① 実施期間
 - ② 支出済事業費総額
- 4 添付書類
 - ① 事業実施報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 補助対象経費支出内訳書
 - ④ 補助対象経費支出に係る領収書の写し

(第 13 号様式)

補 助 金 確 定 通 知 書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで実績報告のあった下記の補助事業については、仙台市補助金等交付規則第 13 条及び困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第 19 条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長
(公印省略)

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 補助事業の名称 | |
| 2 | 補助確定額 | 金 円 |
| 3 | その他 | |

(第 14 号様式)

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団体の名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、困難を抱える女性への支援を行う民間団体等支援補助事業実施要綱第 21 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 補助確定額 金 円

3 請求額 金 円

4 振込先

振込先銀行	銀行				店				
	1 普通 2 当座	口座 番号							
口座 名義	(フリガナ)								